

住友商事株式会社

所在地：東京都中央区

事業内容：総合商社

労働者数：5,208名（男性 4,047名、女性 1,161名）



1. 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日

(2) 行動計画の内容

- ① 従業員一人ひとりのワーク・ライフ・バランス（以下WLB）実現に向けた職場環境を整備
- ② 育児・介護等の事由を抱える従業員が、最大限に力を発揮できる職場環境を整備
- ③ 組織の生産性を維持・向上するための働き方の変革推進
- ④ 住友商事グループとしてのWLB推進

2. 目標に対する取組結果

- ① WLBを実践している社員の事例をWLB推進パンフレットや仕事と育児の両立支援ハンドブックで紹介し全社員に配布、WLBの意義について広く社内に周知した。また、労使共催で働き方カイゼンセミナー（外部講師）を実施し、社員に働き方について考えてもらう機会を設けた。
- ② 育児と仕事を両立しているロールモデルの紹介、本人、上司及び人事との三者面談の機会を設けるなど、復職しやすい環境を整えることに取り組んだ。
- ③ タイムマネジメント研修の実施や労使で「働き方カイゼン懇談会」を開催し、働き方の変革を考える機会を提供した。PCのログインログオフ記録を勤務時間票へ表示することとし潜在残業撲滅に取り組んだ。また、有給休暇計画表等を活用し有給休暇の取得を促進した。
- ④ 子供を持つ社員が子と本人のみでも海外赴任できる環境を整えることや、グループで保育施設を運営するなどのWLB推進をした。

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業者1名、育児目的休暇制度（配偶者出産休暇）303名
（配偶者が出産した男性労働者715名、取得率42%）

<女性> 育児休業者111名（出産した女性労働者117名、育児休業取得率94%）

4. その他の特例認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置（特例認定基準7）

小学校を卒業するまで利用できる短時間勤務制度、フレックスタイム制度（併用も可）

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）

① 所定外労働削減措置

労働組合との定期懇談会開催など

② 年次有給休暇の取得促進措置

全社平均有休取得日数の開示、有給休暇計画表の配布など

③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置

一事態につき最長60日（一部有給）の看護欠勤制度

(3) 出産した女性の継続就業率（特例認定基準9） 97%

(4) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準10）

経営戦略としての女性活用・活躍というビジョンに基づき、WLB施策と絡め、女性向けキャリア研修や管理職研修等を実施している。